

平成 28 年 5 月 10 日

各 位

所在地 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号  
会社名 フジ住宅株式会社  
代表者名 代表取締役社長 宮脇 宣綱  
(コード番号 8860 東証第一部)  
問合せ先 取締役 IR 室長 石本 賢一  
(TEL 072-437-9010)

### 業績連動型ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対するコーポレートガバナンス・コード対応業績連動型ストック・オプションとしての新株予約権を発行すること及び発行する新株予約権の募集要項の決定を当社取締役会に委任することの承認を求める議案を、平成 28 年 6 月 23 日開催予定の当社第 43 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 取締役に対する新株予約権を発行する理由

当社は、平成 27 年 4 月 30 日に当社グループの中期計画である「中期利益計画について（平成 28 年 3 月期～平成 31 年 3 月期）」を公表しました。本中期計画は、最終年度である平成 31 年 3 月期において、連結売上高 1,020 億円、連結経常利益 60 億円を達成することを目標とするものであります。

当社の取締役は本中期計画達成のための重要な役割を担っておりますが、コーポレートガバナンス・コードの適用を機に役員報酬制度の見直しを行い、取締役の業績達成に対する意欲をより高めるインセンティブ効果とその成果に報いることを目的として、以下の要領でコーポレートガバナンス・コード対応業績連動型ストック・オプションとしての新株予約権を発行するものです。

#### 2. 新株予約権の内容

##### (1) 業績連動型ストック・オプションの導入

当社の持続的な発展と役員報酬の連動性を高めるため、コーポレートガバナンス・コード対応業績連動型ストック・オプション（権利行使価格が 1 円の新株予約権）制度を導入します。このコーポレートガバナンス・コード対応業績連動型ストック・オプションは役員向けインセンティブプランとして、当社取締役に対して年額 60 百万円を上限として割り当てます。当社取締役に対する報酬の総額としましては従来から年額 240 百万円以内としておりますが、これとは別枠にて株式報酬型ストック・オプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等について当該株主総会に諮ることといたします。

なお、社外取締役及び監査役については、業績連動型ストック・オプション発行の対象外といたします。

##### (2) 業績連動型ストック・オプションの内容

###### ① 新株予約権の総数及び目的となる株式の種類及び総数

新株予約権の総数は、50 個を 1 年間の上限とします。目的となる株式の種類及び数は当社の普通株式 50,000 株を 1 年間の上限とします。新株予約権 1 個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」）は 1,000 株とします。なお、当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割、株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが発生した場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

② 新株予約権の割当の条件

中期利益計画の目標業績である「売上高」、「営業利益」、「経常利益」、「ROE10%以上」のすべての計画目標を達成した場合に限り新株予約権を割り当てるものとします。ただし、計画目標を達成した場合においてもROEを除くすべての利益項目が前期より減少する場合には、未達成として割り当てを行わないものとします。

③ 新株予約権の払込価額

新株予約権の割当日において公正価値基準により算定した価格を払い込み金額とします。新株予約権の割当を受けた者は、当該払い込み金額の払い込みに代えて、当社に対する報酬債権を相殺するものとします。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式の総数を乗じた金額とします。

⑤ 新株予約権を行使できる期間

新株予約権の割当日の翌日から1年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものといたします。

⑦ 権利行使の条件

取締役は、権利行使時において、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合はこの限りではありません。

⑧ その他の新株予約権の内容等

上記の詳細並びにその他の新株予約権の内容につきましては、当社取締役会において決定するものとします。

以 上